

令和4年度第10回 日南町農業委員会総会会議録

招集年月日	令和4年12月9日(金)			
招集場所	日南町役場 防災会議室			
開会時間	14時25分	閉会時間	15時08分	
出席委員	番号	氏名	番号	氏名
	1番	足立福子	6番	塩見真由美
	2番	天崎直幸	7番	足立進也
	3番	木山篤志	8番	糸田川啓
	4番	嶋川克寿	9番	福田英夫
	5番	加藤幸児	10番	梅林操
出席推進委員	日野上	倉光伸也	多里	新田和之
	山上	坪倉幹也	石見	丸山栄人
	山上	妹尾重寿	石見	難波豊治
	阿毘縁	岸幸利	福栄	山本昌樹
	大宮	藤原恵司		
欠席した委員				
議事録署名委員	6番	塩見真由美	7番	足立進也
出席した職員	事務局長	高橋裕次	主事	山田祐志

日程及び提出議案の題目	
1. 開 会	
2. 挨拶	
3. 議事録署名委員選任	
4. 報告事項	
報告第1号	利用権設定に係る軽微な変更について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による届出について
5. 議 事	
議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農業経営基盤強化促進法第18条に基づく利用集積計画の決定について
議案第3号	農地中間管理事業の促進に関する法律第19条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について
6. そ の 他	
7. 閉 会	

開 会	高橋事務局長	<p>全員お揃いになりましたので、定刻より若干早いですが、只今より令和4年度 第10回日南町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、梅林会長よりご挨拶を頂戴いたします。</p>
挨拶	議 長	<p>皆さんこんにちは。本日は議会の開催中ということで、防災会議室での開催となりました。今月1日、2日東京銀座で開催されました、全国農業委員会会長代表者集会へ出席してまいりました。参加者は全国農業委員会会長と関係者約1,000名でした。</p> <p>会議の内容は、1点目は「令和5年度農業関係予算の確保に関する要請決議」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 食料安全保障の確立として、主に生産資材の安定供給対策。2つ目は、輸入依存穀物の増産と備蓄。 2 当面の農地政策への適切な対応として、改正農業経営基盤強化促進法の円滑な施行。 3 農地政策の強化として、「地域計画」を推進する予算の確保。 4 経営・人材政策の強化。 5 農村政策等の強化。 6 大規模自然災害への備えと復旧・復興対策。 <p>以上が令和5年度の農業予算確保の要請内容です。</p> <p>この要請文を持って地元選出国會議員、石破氏・赤沢氏・舞立氏・藤井氏・青木氏の5氏の衆議院会館、参議院会館をめぐり要請活動を致しました。</p> <p>2点目は、我々農業委員会としての申し合わせ決議致しました。地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動の推進についての申し合わせです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「見える化」を情報共有に繋げるということで、一つ目に、意欲的な活動と成果を設定して令和5年度の目標とすること。2つ目として、日常の活動を記録に残し、活動状況を適切に公表・情報発信することで農業委員会の活動への理解を広めるということ。 ②「地域計画」による農地利用最適化に全力で取り組むということで、一つ目に、担い手間の意見交換の場を設定し、農地集約を進める。2つ目に、目標地図の素案を関係機関と定期的に話し合う場を設ける。 ③農業委員会の体制強化に努める。 <p>以上3点の申し合わせ決議を致しましたが、特に地域計画の中で耕作が見込めない農地について、即非農地としてではなく、新たな選択肢の検討が可能となり、①燃料作物 ②緑肥作物 ③景観作物 ④蜜源 ⑤農副連携農園 ⑥鳥獣緩衝帯 ⑦放牧 ⑧ビオトープ ⑨計画的林地化 以上の検討をすることが必要となります。そして、地域計画と活性化計画は同時に検討することが必要です。</p> <p>以上を申し上げまして、令和4年度 第10回日南町農業委員会総会を開催いたします。よろしく願いいたします。</p>

議事録署名 委員選任	議 長	日南町農業委員会会議規則第30条の規定により、議長が指名するとし、6番 塩見農業委員、7番 足立農業委員を指名した。
報告第1号	議 長	続いて報告事項に移ります。報告第1号利用権設定に係る軽微な変更について事務局お願いします。
	主 事	報告第1号 利用権設定に係る軽微な変更についてです。本日は1件の変更がありました。利用権の設定する者が△△市の〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者が△△の〇〇〇さん、農地の所在が△△×××番地と×××番地の2筆、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの契約ですが、小作料と契約期間の変更ということで、水張反当◇◇◇kgから使用貸借に、契約期間が令和7年3月31日までに延長されます。以上です。
	議 長	報告第1号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので次に移ります。
報告第2号	議 長	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出について事務局お願いします。
	主 事	報告第2号 農地法第18条第6項の規定による届出についてです。本日は2件の届出がありました。 番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて4筆、面積合計が4576㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が△△の〇〇〇さん、令和7年2月28日までの契約ですが、解約後、有限会社□□□が耕作予定です。 番号2、農地の所在地が△△×××番地の他、田が3筆、面積合計が2229㎡、賃貸人が△△の〇〇〇さん、賃借人が有限会社□□□、令和11年12月31日までの契約ですが、解約後、中間管理機構を通じて改めて有限会社□□□が耕作されます。以上です。
	議 長	報告第2号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので報告事項を終わります。
議案第1号	議 長	続いて議事に移ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局お願いします。
	主 事	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてです。本日は贈与の申請が1件あります。 申請番号1、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて21筆、面積合計が14105㎡、譲渡人が〇〇〇さん及び、〇〇〇さん、譲受人が△△市の〇〇〇さん、親子間の贈与となります。一部、一般社団法人□□□と株式会社□□□に貸し付けている農地があります。先月の農地部会で事前協議をさせていただいたところになります。次の頁に位置図、中間図、現地写真として、糸田川委員にご協力いただき、ドローンでの撮影をしていただきました。以上です。
	議 長	農地部会のご意見がありましたらお願いします。
	加藤農業委員	贈与ということで、問題ないと思います。

	議 長	議案第 1 号について説明が終わりました。ご質問、ご意見がございましたか。無いようですので採決に移ります。議案第 1 号について賛成の方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 1 号は承認された。
議案第 2 号	議 長	議案第 2 号 農業経営基盤促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定について事務局お願いします。
	主 事	<p>議案第 2 号 農業経営基盤促進法第 18 条に基づく利用集積計画の決定についてです。利用集積計画総括表について説明をさせていただきます。賃貸借の利用権設定の 3 年未満の契約の合計面積が 45567 m²、3 年から 6 年未満の契約の合計面積が 141664.81 m²、6 年から 10 年未満の契約の合計面積が 24991.50 m²、10 年以上の契約の合計面積が 49664 m²、賃貸借の合計面積が 261887.31 m²です。使用貸借の利用権設定の 10 年未満の契約の合計面積が 10575 m²、10 年以上の契約の合計面積が 6656 m²です。12 月の移動合計面積が田 268951 m²、畑 536.50 m²、その他 9630.81 m²、合計 279118.31 m²です。また、機構を通じた新規の契約が 4 件、機構を通じた再設定の契約が 6 件、相対の新規の契約が 4 件、相対の再設定の契約が 39 件、合計 53 件です。</p> <p>申請番号 1、農地の所在が△△×××番地の他、合わせて 2 筆、面積合計が 2057 m²、貸付人が△△市の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 1 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 7 年 3 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 2、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 5 筆、面積合計が 5071 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 2 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 3、農地の所在地が△△×××番地の他合わせて 8 筆、面積合計が 8938 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻作付、水張反当◇◇◇円、令和 5 年 2 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月の契約になります。</p> <p>申請番号 4、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 5 筆、面積合計が 2161.50 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が鳥取県農業農村担い手育成機構、水稻と野菜の作付、全体◇◇◇円、令和 5 年 2 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月の契約となります。</p> <p>申請番号 5 から申請番号 10 までが機構を通じた再設定の契約となりますので、省略させていただきます。</p> <p>申請番号 11、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 5 筆、面積合計が 10784 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の〇〇〇さん、水稻作付、全体◇◇◇kgの物納、令和 5 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 5 年間の契約となります。</p> <p>申請番号 12、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 4 筆、面積合</p>

		<p>計が 4576 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の有限会社□□□、水稲作付、全体◇◇◇kgの物納、令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約となります。</p> <p>申請番号 13、農地の所在地が△△×××番地、2144 番地の田が 2 筆、面積合計が 4118 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が△△の有限会社□□□、水稲作付、全体◇◇◇kgの物納、令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約となります。</p> <p>申請番号 14、農地の所在地が△△×××番地の他、合わせて 5 筆、面積合計が 7589 m²、貸付人が△△の〇〇〇さん、借受人が有限会社□□□、水稲作付、全体◇◇◇kgの物納、令和 5 年 1 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 10 年間の契約となります。</p> <p>申請番号 15 から申請番号 53 までは相対の再設定の契約となりますので、省略させていただきます。</p> <p>39 頁に相対の新規に受けられる〇〇〇さんの農業経営の状況等をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 2 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので採決に移ります。議案第 2 号について賛成の方の挙手を求めます。</p>
		<p>(全員挙手) 全員異議のないことを確認して、議案第 2 号は承認された。</p>
議案第 3 号	議 長	<p>議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答について事務局お願いします。</p>
	主 事	<p>議案第 3 号 農地中間管理事業の促進に関する法律第 19 条に基づく農用地利用配分計画案の意見照会に対する回答についてです。42 頁に利用配分計画集計表をつけております。利用権設定の出し手が 10 人、筆数 47 筆、面積合計が 53343.50 m²、配分計画の受け手が 4 人、筆数 47 筆、53343.50 m²ということで配分率 100%となります。</p> <p>利用配分計画の明細ですが、整理番号 1、権利の設定を受ける者が△△の農事組合法人□□□、土地の所在地が△△×××番地と×××番地、水田の利用で、令和 5 年 1 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日までの 7 年 3 ヶ月、水張反当◇◇◇円の契約となります。</p> <p>整理番号 2、権利の設定を受ける者が△△の有限会社□□□、土地の所在地が△△の×××番地の他合わせて 18 筆、水田の利用で令和 5 年 2 月 1 日から令和 14 年 12 月 31 日までの 9 年 11 ヶ月、水張反当◇◇◇円の契約となります。</p> <p>整理番号 3、整理番号 4 については再設定の契約となりますので、省略させていただきます。</p> <p>45 頁から農事組合法人□□□、有限会社□□□、〇〇〇さん、〇〇〇さんの農業経営の状況との資料をつけておりますので、ご確認いただけたらと思います。以上です。</p>
	議 長	<p>議案第 3 号についてご質問、ご意見がございますか。無いようですので</p>

		議案第3号について妥当と認める方の挙手を求めます。
		(全員挙手) 全員意見の無いことを確認した。
その他	議長	その他事務局お願いします。
	高橋事務局長	<p>次回総会は、令和5年1月13日(金)13時30分から議場で開会予定です。今月から午後の開催となっておりますが、3月総会まで午後の開催となりますので、ご承知おきいただけたらと思います。会場の都合上、2月、3月についても予定を抑えております。2月総会は2月14日(火)、3月総会は3月14日(火)とさせていただきます。ご予約をお願いします。</p> <p>次に肥料高騰対策について農林課から情報をいただいております。本日配布の肥料価格高騰対策のご案内ということで、資料を配布しております。こちらはすでに9月議会で町単独によります農業者の皆様への支援対策ということで承認をいただきましたが、現在国で経済対策等に伴う支援ということで進めております肥料価格高騰対策について日南町農業再生協議会から各生産者の皆様にご案内をしている内容になります。農協の広報誌と併せて各戸に配布しておりますので、ご覧になっておられる委員の方もいらっしゃると思いますが、私のほうから概要を説明させていただければと思います。肥料価格高騰対策については高騰部分に対する支援となり、国と県の補助金で8割程度の補填という支援制度になります。この制度には要件等があります。ご承知かもしれませんが、すでに取り組んでおられる「化学肥料の低減にむけた取組メニュー」ということが要件の一つとなっておりますので、肥料が上がった部分がだれでも受給できるということではありません。詳しくはお手元の資料にも記載されておりますので、ご覧いただければと思います。化学肥料の低減にむけた水稲取組メニューの例として記載しておりますが、水稲だけでなく、畑作も対象となりますが、日南町の場合、水稲を作付けされておられる方が大部分となりますので、水稲の取組例としております。内容等、詳しくは農協、または役場農林課にお問い合わせいただければと思います。</p> <p>次に先月行いました、移動農地銀行につきまして、ご協力ありがとうございました。更新の契約等今月の議案の中にも入れさせていただいておりますが、一部まだ、更新の手続きができていない農地もあります。契約更新の意向を耕作者の方へ聞き取りをお願いできればと思います。対象者につきましては事務局の北垣にお尋ねいただければと思います。なお書類の提出につきましては、1月上旬までには契約の書類を提出していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>次に前回の総会でお知らせをさせていただきました、活動記録簿の項目建てをさせていただきました。特にご意見等ありませんでしたので、以前お配りした様式で進めさせていただければと思います。変更につきましては、事務局で調整して皆さん一斉にスタートさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>

		<p>続いて、報告の案件ですが、現在令和 5 年度の予算編成が進んでおります。農業委員会におきましてもこれまでと変わらない予算要求をしております。今後町長のヒアリングが行われていく予定で 3 月の議会で上程される予定になっております。現在町長より、人・農地プランの推進ということで、示達を受けております。人・農地プランについては昨日の議会の一般質問でもありましたが、令和 7 年 3 月までに日南町の人・農地プラン、地域計画の策定を進めなければならないということになっております。地域計画につきましても、市町村が策定しますが、地域計画を策定する素案の地図につきましても農業委員、推進委員の皆様を中心にお願いして作成していく必要があります。この取組は来年度から地域に出向いて生産者の皆様、関係者の皆様と進めていきたいと思っておりますので、今後の取組について総会等でご協議させていただけたらと思っております。ご協力よろしくお願いいたします。</p> <p>次に、今後の動きでございますが、現在、農年部会におきまして、年金の加入促進について協議させていただいております。年金の加入について近年加入者がいない状態が続いておりますが、新規就農者等を中心に加入の案内に行きたいと考えております。また、毎年農業委員会で標準農作業賃金の審議をお願いしておりますが、令和 5 年度の農作業賃金について農政部会で見直しを進めさせていただいております。よろしくお願いいたします。</p> <p>また、本日の総会案内通知に総会終了後、農地部会を予定しておりましたが、内容の確認等が発生しましたので、本日の農地部会は延期させていただきます。</p> <p>最後に前回の総会で、多里地域で取組んでいる「まるっと中間管理方式」についてお話を聞きたいというご要望がありました。農業委員、推進委員の皆様にご理解を深めていただけたらと思っておりますので、総会終了後、糸田川委員からご説明をいただければと思います。事務局からは以上です。</p>
	議 長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。</p> <p>(9 番 福田農業委員職務代理 挙手) 9 番 福田職務代理。</p>
	福田職務代理	<p>失礼します。先月は議事録のホームページの更新ありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。また、議案ですが、今回 2 日前に届いている状態です。それぞれの委員の方も都合がありますので、3 日前までには届くようお願いいたします。よろしくお願いいたします。</p>
	議 長	<p>これまでの慣例として総会資料は 3 日前までに届くようにということになっておりますので、事務局お願いします。</p>
閉 会	議 長	<p>皆さんからその他ありますでしょうか。無いようですので、以上をもちまして令和 4 年度第 10 回 日南町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>

上記、会議の次第を記録して、その相違ない事を証明するため署名する。

令和4年 月 日

日南町農業委員会 会 長

日南町農業委員会 委 員

日南町農業委員会 委 員